

五
方
法
の
募
入
決
定

四 發行方法

三 振替法の適用の根拠

十一

利 率 子 み 利 過 払 の

の率前十経行、額利の第の発は金の債らでがに全面債國かま日合象國象日日期場債對翌行払場合の象國象額利發額各總／利號過日零。行行發各期す利に365／

十	十	九	八	七	六
一					
發		振	額	最	払
發		替		低	込
行	行	單		額	金
価		位		面	
格	日			金	額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

各 準 入 債 債
發 と 札 還 還
行 す の 金 期
對 る 基 額 限

債 日 平 額 (　
店 本 成 面 別
頭 証 二 金 表
売 券 十 額 の
買 業 三 百 と
參 協 年 円 お
考 会 十 に り
統 が 月 つ
計 發 二 き
值 表 十 百
表 し 四 円
に た 日
掲 公 付
載 社 で

各 借 行 対 象 國 債 の 利 率 / 100 × 各
發 行 2

利
子

す 日 日 う 算 と 発 第 (二)
る に に 。 式 し 行 十 る 稅 人 に の 法 す 国 を か の れ 中 れ に
期 支 当 た に 、 対 号 こ 率 が 当 算 人 る 債 乘 ら 算 る の る 係 發
日 払 た だ よ 各 象 に と を 適 該 式 で 者 を じ 当 式 も 口 も る 所 行
に う る し り 支 国 規 が 乗 用 非 に あ が 發 金 金 よ つ 行 時 に
つ へ と 、 算 払 債 定 で じ た 受 住 よ る 場 合 居 時 に と 得 税
い 次 き 支 出 期 の す き た 号 は 払 し に 支 る 金 け 者 算 住 に (に 算 て が
同 に 、 期 た お 払 發 。 額 る 又 出 者 お だ 百 出 は 又 振 源
じ お そ が 金 い 期 行) を 所 は し 、 又 い し 分 し 、 は 替 泉 そ
。 い の 銀 額 て を 日 を 控 得 外 た 前 は て 、 の た 前 記 口 徵
。 て 翌 行 を 、 支 後 規 営 休 支 次 払 の 除 稅 国 金 記 外 取 当 二 金 記 錄 座 収 利
定 業 業 払 の 期 各 す の 法 額 () 国 得 該 十 額 () さ 簿 さ 子

名称及び記号							
利 第二付 五十国 十年庫 五債 回券	利 第二付 五十国 十年庫 三債 回券	利 回第十付 三年国 百庫 十債 一券	利 第十付 三年国 百庫 回債 券	利 五第十付 回二年国 百庫 九債 十券	利 一第十付 回二年国 百庫 九債 十券	利 六第十付 回二年国 百庫 八債 十券	利 六第十付 回二年国 百庫 債券
二 ・ ○ %	二 ・ 一 %	○ ・ 八 %	一 ・ 五 %	一 ・ 五 %	一 ・ 三 %	一 ・ 八 %	利率 (年)
一年平 日三成 月三 二十四	十年平 日十成 二三 月十 二三	日年平 九成 月三 二十 十二	日年平 三成 月三 二十 十一	六平 月成 二三 十 日年	三平 月成 二三 十 日年	日年平 六成 月二 二十 十九	償還期限
二十三億円	二億円	億二 円百 八十五	三十二 億円	七十五 億円	円九 百十四 億	億六 円百 七十九 億	発額 面行 金額 (額)

二十九日
十八回り
象国債の利回り
払込期日
払入札場所元利金支
者参加
財務大臣から通知を受けた者
の単利利回りとされる各発行対象国債の平均値
平成二十三年十月二十七日
日本銀行

利 第二付 八十国 十年庫 七 ^一 債 回 券)	利 第二付 六十国 十年庫 九 ^一 債 回 券)	利 第二付 六十国 十年庫 二 ^一 債 回 券)	利 第二付 六十国 十年庫 一 ^一 債 回 券)	利 第二付 六十国 十年庫 回 ^一 債 券)	利 第二付 五十国 十年庫 九 ^一 債 回 券)	利 第二付 五十国 十年庫 七 ^一 債 回 券)
二 · 二 %	二 · 一 %	○ · 八 %	一 · ○ %	一 · 四 %	一 · 七 %	一 · 九 %
日年平 三成 月三 二十 十八	日年平 三成 月三 二十 十六	日年平 六成 月三 二十 十五	日年平 三成 月三 二十 十五	十年平 日十成 二三 月十 二四	十年平 日十成 二三 月十 二四	日年平 六成 月三 二十 十四
七 十八 億 円	九 十二 億 円	六 十一 億 円	二 百 五 億 円	億二 円百 三 十九	九 十九 億 円	二 百 四 億 円